

改正

平成30年4月1日訓令第6号

糸魚川市優良工事等選定要領を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

糸魚川市優良工事等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸魚川市優良工事等表彰要綱（平成29年糸魚川市告示第67号）の規定に基づき、糸魚川市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）のうち、施工成績が特に優良な工事（以下「優良工事」という。）及び当該優良工事において特に優れた施工管理を行った技術者（以下「優秀技術者」という。）の適正な選定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(優良工事等選定委員会)

第2条 優良工事及び優秀技術者の適正な選定を図るため、糸魚川市優良工事等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の委員長及び委員は、糸魚川市競争入札選定委員会の委員長及び委員をもって充てる。

3 選定委員会の事務局は、財政課に置くものとする。

(優良工事の選定要件)

第3条 優良工事の選定対象となる工事（以下「選定対象工事」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす工事とする。

(1) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。

(2) 請負金額が500万円以上の工事であること。ただし、土木一式工事及び建築一式工事については、請負業者の糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第10号。以下「審査規程」という。）による等級がA級及びB級の場合は、選定対象工事の請負対象金額が2,500万円以上、電気工事及び管工事については、請負業者の審査規程による等級がA級及びB級の場合は、選定対象工事の請負金額を1,000万円以上とする。

(3) 糸魚川市建設工事成績評定実施要領（平成17年糸魚川市訓令第42号）による工事成績評定点が80点以上の工事であること。

(優良工事の推薦)

第4条 選定対象工事の監督員の属する所管課長等は、選定対象工事の中から優良工事として適当

と認められるものを優良工事表彰推薦調書(様式第1号)により、委員長に推薦するものとする。

2 委員は、前項に準じて優良工事として認められるものを委員長に推薦することができる。

(調査及び報告)

第5条 事務局は、前条の規定による推薦があった工事について調査を行い、その結果を委員長に報告する。

(優良工事の決定)

第6条 委員長は、選定委員会を招集し、前条の調査及び評定結果に基づき審査を行い、優良工事を決定する。

(優秀技術者の選定要件)

第7条 優秀技術者の選定対象となる技術者は、現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者であって、当該年度の優良工事に指定された工事を施工管理したものとする。

(優秀技術者の選定)

第8条 選定委員会は、優良工事の選定と併せ、これに準じて優秀技術者の選定を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 (抄) (平成30年4月1日訓令第6号)

令達の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

優良工事表彰推薦調書

主 管 課	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 区 分	
施 工 場 所	
工 期	自： 至：
請 負 金 額	
請 負 業 者	所在地： 業者名： 代表者：
主任（監理）技術者	
現場代理人	
優秀技術者対象者	氏名： 理由：
工事成績評定点	監 督 員： 工事主管係長： 検 査 職 員： 合 計：
工事概要	
推薦理由	
特記事項	

※添付書類

- 1 工事成績評定書、工事成績採点表、細目別評定点採点表
- 2 位置図、竣工写真
- 3 主任（監理）技術者、現場代理人届出書（工事着手届）の写し